

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鞍手町は、身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

福岡県鞍手町長

## 公表日

令和3年9月9日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法(障害者手帳の交付等)に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付申請の受理及び福岡県への進達等の事務を行う。 身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付申請の受理、事実の確認、応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実の確認、応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務 ⑥①～⑤について福岡県への進達事務
③システムの名称	福祉総合(障害者管理)システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者情報ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項、別表第一項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉人権課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 電話番号 0949-42-2111(内線100)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉人権課 福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3705番地 電話番号 0949-42-2111(内線244)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	②事務の概要	<p>身体障害者福祉法に基づき、対象者に身体障害者手帳の申請受付等及び福岡県への進達を行う。</p> <p>身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳の交付申請の受理、事実の確認、応答に関する事務                  ②身体障害者手帳の返還に関する事務                  ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務                  ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実の確認、応答に関する事務                  ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務                  ⑥①～⑤について福岡県への進達事務</p>	<p>身体障害者福祉法に基づき、身体障害者手帳の交付申請の受理及び福岡県への進達等の事務を行う。</p> <p>身体障害者福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳の交付申請の受理、事実の確認、応答に関する事務                  ②身体障害者手帳の返還に関する事務                  ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務                  ④氏名の変更、居住地を移したときの届出の受理、事実の確認、応答に関する事務                  ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務                  ⑥①～⑤について福岡県への進達事務</p>	事後	
平成29年5月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番11	番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表第一項番11 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	事後	
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署②所属長	課長 守田 純子	課長 石井 通稔	事後	
平成29年5月1日	II しきい値判断項目 Ⅱの時点の計数か	平成27年5月1日	平成29年5月1日	事後	
平成30年6月29日	表紙 公表日	平成29年5月1日	平成30年6月29日	事前	
平成30年6月29日	様式変更に伴う変更	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	I 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	事後	
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 1.対象人数 Ⅱいつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年6月29日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 Ⅱいつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成31年4月1日	表紙 公表日	平成30年6月29日	平成31年4月11日	事後	

